［注１・２　略］
３　２の(2)の欄は、アマチュア局に使用するための無線設備にあつては「Ｊ３Ｅ　430MHzから440MHzまで」のように、900MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「Ｆ２Ｄ　903.0125MHz、Ｆ３Ｅ　903.0375MHzから904.9875MHzまで（25kHz間隔79波）」のように、150MHz帯、400MHz帯又は27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用する無線設備にあつては、「Ｆ２Ｂ　Ｆ２Ｃ　Ｆ２Ｄ　Ｆ３Ｃ　Ｆ３Ｅ　400MHz帯」のように、920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備にあつては、「Ａ１Ｄ　920.6MHzから923.4MHzまで（200kHz間隔15波）」のように記載すること。
［４～11　略］
［第五・第六　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に登録を受けている第一条の規定による改正前の施行規則第十六条第十号に規定する無線局の無線設備として登録を受けたものとみなす。この場合において、その登録の有効期間は、現に登録を受けている当該無線局の登録の有効期間の残存期間とする。

3　この省令の施行の日前に受けた法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）により表示が付された第二条の規定による改正前の設備規則第五十四条第五号に規定する無線局の無線設備については、第二条の規定による改正後の設備規則第四十九条の三十四に規定する条件に適合するものとして当該表示が付されたものとみなす。

4　この省令の施行の日前に受けた第三条の規定による改正前の証明規則第二条第一項第四号の七の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

5　この省令の施行の際現に受けている証明規則第二条第一項第二十一号の二の無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

6　証明規則第二条第一項第二十一号の二の無線局の無線設備については、平成三十年八月三十一日までの間に限り、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。

［注１・２　同左］
３　２の(2)の欄は、アマチュア局に使用するための無線設備にあつては「Ｊ３Ｅ　430MHzから440MHzまで」のように、900MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「Ｆ２Ｄ　903.0125MHz、Ｆ３Ｅ　903.0375MHzから904.9875MHzまで（25kHz間隔79波）」のように、150MHz帯、400MHz帯又は27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用する無線設備にあつては、「Ｆ２Ｂ　Ｆ２Ｃ　Ｆ２Ｄ　Ｆ３Ｃ　Ｆ３Ｅ　400MHz帯」のように、920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「Ａ１Ｄ　920.6MHzから923.4MHzまで（200kHz間隔15波）」のように記載すること。
［４～11　同左］
［第五・第六　同左］

告　示

○総務省告示第二百八十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十四条の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百七十八号（構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
電波の型式	周波数	空中線電力	電波の型式	周波数	空中線電力
二　移動体識別（設備規則第二十四条第十五項に規定するものをいう。）用			二　［同上］		
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
ＮＯＮ、Ａ１Ｄ、ＡＸＮ、Ｈ１Ｄ、Ｒ１Ｄ、Ｊ１Ｄ、Ｆ１Ｄ、Ｆ二Ｄ又はＧ１Ｄ	(1)　占有周波数帯幅が二〇〇kHz以下のもの	一ワット以下	ＮＯＮ、Ａ１Ｄ、ＡＸＮ、Ｈ１Ｄ、Ｒ１Ｄ、Ｊ１Ｄ、Ｆ１Ｄ、Ｆ二Ｄ又はＧ１Ｄ	(1)　占有周波数帯幅が二〇〇kHz以下のもの	一ワット以下
	九一六・八MHz、九一八・八MHz、九一九・二MHz、九二〇・四MHz、			九一六・八MHz、九一八・八MHz、九一九・二MHz、九二〇・四MHz、	